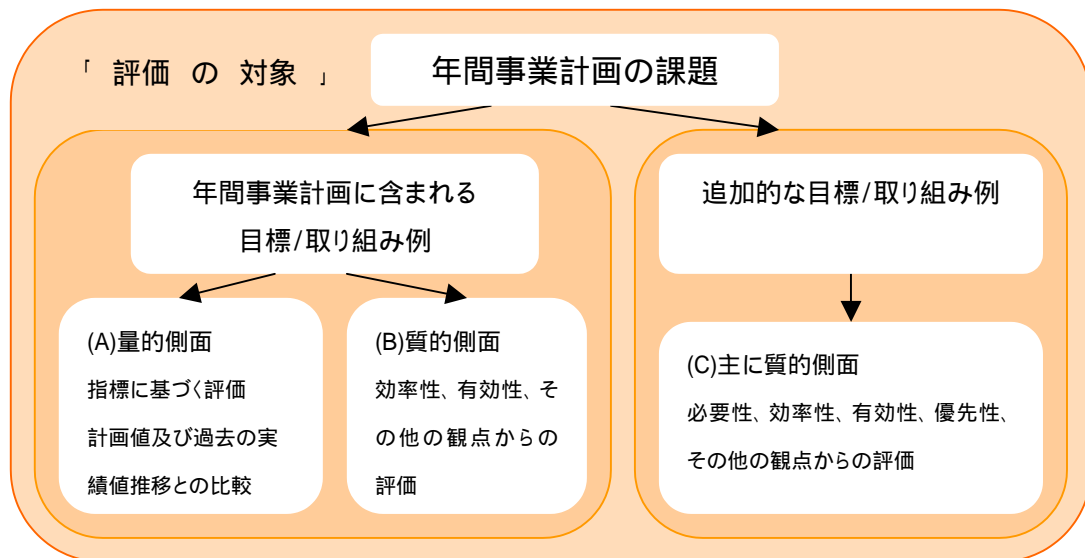


2. 評価の手法

(1) 評価の対象と観点

本評価は、年間事業計画の基本業務分野、6 事業分野の各課題への取り組み状況について、課題への具体的な取り組みとして計画の中に含まれている目標/取り組み例及び計画には含まれていない目標/取り組み例について、量的側面及び質的側面の評価を総合化することで行っている。質的評価に用いた観点(下表「評価の質的観点」)は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」等を踏まえつつ、政策金融機関としての本行業務の独自性を勘案し、その課題の特性に応じた点を含めている。

下図、「評価の対象」にあるように、予め年間事業計画に含まれる目標/取り組み例は量的側面(A)及び質的側面(B)より評価している。質的側面は効率性、有効性、その他を評価の観点とする。年間事業計画に含まれない追加的な目標/取り組み例の評価については、主に質的側面(C)より、効率性、有効性、その他の観点に加え、課題への取り組みとしての必要性、優先性の観点からも評価する。



「評価の質的観点」	
必要性	・ 目標/取り組み例が業務戦略・年間事業計画の課題への取り組みとして必要か否か。
効率性	・ 目標/取り組み例を実施する際、投入資源に見合う効果が効率的に得られるか否か。 ・ 必要な効果がより少ない資源で得られる目標/取り組み例が他にないか。
有効性	・ 目標/取り組み例の実施により、期待される効果が得られるか否か。 ・ 期待される効果に照らして、より大きな効果が得られる目標/取り組み例が他にないか。
優先性	・ 必要性、効率性、有効性などの視点による評価を踏まえ、他の目標/取り組み例より優先的に実施すべきか否か。
その他	・ 目標/取り組み例を実施するに際し、本行として配慮すべき行動規範(業務運営評価制度活動指針等)の遵守に努めているか否か。 ・ 目標/取り組み例の実施により、課題の特性に応じた持続的な効果や間接的な波及効果等が得られるか否か。

(2) 課題毎の評価の総合化と段階評価

目標/取り組み例の評価を課題毎に総合化し、段階評価を実施する。

